

①家庭学習のための通信機器整備支援事業

Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与を目的として学校が行う、通信環境（モバイルルーター等）の整備を支援

1. 補助対象学校種

学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校
特別支援学校

2. 補助対象経費

家庭の通信環境が整っていない児童生徒に貸与することを目的として学校が整備する以下の経費

- ・インターネット回線への接続機能を有する可搬型通信機器（初期設定費を含む）
（例：モバイルWi-Fiルーター、USB型LTEデータ通信機器（USBドングル）、SIMカードの購入費）

3. 補助率等

補助対象経費の1/2以内

ただし、可搬型通信機器の整備台数に1万円を乗じた額を補助上限額とする

（補助申請額が予算額を上回った場合、原則一律の圧縮率を乗ずることとする。）

4. 留意点

- ・既に家庭に通信環境が整っている児童生徒のために整備するものは補助対象に含めない
- ・レンタルやリースは補助対象外
- ・通信費は補助対象外

②学校からの遠隔学習機能の強化事業

臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、学校側が使用するカメラやマイクなどの遠隔学習に対応した設備の整備等を支援

1. 補助対象学校種

学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

2. 補助対象経費

遠隔学習を行うことを目的として学校が整備する以下の経費

- ・学校側が使用するカメラやマイク等の購入費（附属品含む）
- ・機器の運搬、設置、据え付け、調整に必要な費用

3. 補助率等

補助対象経費の1/2以内

ただし、一式ごとの整備台数に1.75万円を乗じた額を補助上限額とする

また、一式の整備台数は、当該学校の学級数を上限とする。

（補助申請額が予算額を上回った場合、原則一律の圧縮率を乗ずることとする。）

4. 留意点

- ・レンタルやリースは補助対象外

③G I G Aスクールサポーター配置促進事業

急速な学校 ICT 化を進めるため、ICT 関係企業 OB 等の ICT 技術者の配置経費を支援
なお、G I G Aスクールサポーターとは以下の業務内容に従事するものをいい、雇用形
態は限定しない（直接雇用、委託契約、派遣契約等）

【業務内容】

I C T環境整備の設計、工事や納品対応、端末の使用マニュアル（ルール）の作成、
教員に対する使用方法の周知 等

1. 補助対象学校種

学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、
特別支援学校

2. 補助対象経費

G I G Aスクールサポーターの配置に要する以下の経費

- ・人件費（例：報酬（社会保険料（本人負担分に限る）、報償費）
- ・旅費
- ・消耗品費（例：消耗品類、図書、資料代）
- ・印刷製本費（例：各種印刷にかかる経費）
- ・通信運搬費（例：郵便、電話、データ通信）
- ・雑役務費（例：派遣契約） 等

3. 補助率等

補助対象経費の1 / 2 以内

ただし、補助対象の人数に57.5万円乗じた額を補助上限額とする

（補助申請額が予算額を上回った場合、原則一律の圧縮率を乗ずることとする。）

4. 留意点

- ・実績報告等に備え、G I G Aスクールサポーターにかかる経費を学校会計において
明確にしておくこと
- ・一人のG I G Aスクールサポーターが同一学校法人内の複数の設置校を担当して
いる場合は、一つの学校種に絞って申請すること（補助対象経費については複数の
学校種にかかる経費でよい）
- ・私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）「教育の質の向上を
図る学校支援経費」の補助等、他の補助事業と補助対象経費が重複しないよう注意
すること

④私立学校入出力支援装置購入事業

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる障害に対応した入出力支援装置の整備を支援

1. 補助対象学校種

学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

2. 補助対象経費

障害により端末の入出力自体に困難を抱えた児童生徒のために学校が整備する以下の経費

・支援装置

(例：音声読み上げソフト、点字ディスプレイ、音声文字変換システム、視線入力装置、ボタンマウス、ブレススイッチ)

・機器の運搬、設置、据え付け、調整に必要な費用

3. 補助率等

補助対象経費の1/2以内

(補助申請額が予算額を上回った場合、原則一律の圧縮率を乗ずることとする。)

4. 留意点

・レンタルやリースは補助対象外